

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和5年5月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>藤井寺市は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険被保険者資格取得、喪失事務・介護保険住所地特例対象者に関する事務・介護保険料賦課要件の確認、保険料額の通知に係る事務・介護保険料特別徴収情報連携事務・被保険者証の検認又は更新、交付、再交付に係る事務・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請に係る事務・介護保険料の減免、徴収猶予、特別徴収額の通知等に係る事務・住宅改修、福祉用具購入費の支給の申請受理、確認、支給決定に係る事務・介護保険居宅サービス等給付、高額介護サービス費等支給、高額医療合算介護サービス費等支給、特定入居者介護サービス費等支給、他の法令による給付との調整の申請受理から決定通知に係る事務・調整交付金算定事務・介護保険給付制限処理に係る事務・特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請受理、確認・旧措置入所者に対する施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給の申請受理、要件確認、決定通知に係る事務・要介護認定及び要支援認定の申請の受理、資格確認、結果通知に係る事務・介護保険負担割合証に係る事務
③システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) ・第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、7、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 22、43、81、88、97、109、110の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94、121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部高齢介護課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部高齢介護課 072-939-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	藤井寺市健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部高齢介護課	福祉部高齢介護課	事後	
平成28年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年1月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、61、62、80、87、90、94、95、117の項 22、43、81、88、97、109、110の項	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、7、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 22、43、81、88、97、109、110の項	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢介護課長 北裏 善一	高齢介護課長 伊藤 博文	事後	
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①所属長の 役職名	高齢介護課長 伊藤 博文	高齢介護課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	<<新設>>	1.基礎項目評価書 2.十分である 3.十分である・十分である 4.十分である 5.提供・移転しない 6.十分である・十分である 7.十分である 8.自己点検・内部監査 9.十分に行っている	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部高齢介護課	健康福祉部高齢介護課	事後	
令和2年5月18日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	(別表第二における情報照会の根拠) 93、94、121の項	事後	
令和5年5月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	